

品質管理システム概要書(2021年7月1日現在)

監査事務所名 監査法人アヴァンティア  
代表者名 小笠原 直

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、法人代表が最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として、品質管理本部を設けております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の品質管理システムは、不正リスクに対応する品質管理を含んでおり、品質管理本部長が不正リスクに関する責任を負っております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、監査基準をはじめとした関係法令、諸規則等を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理の重要性を専門要員に伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っております。

(2) 独立性

当監査法人は、職業倫理と同様に規程を定め、日常的に独立性の重要性を職員に伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っております。また、毎年7月に全ての専門要員に対して独立性の確認手続を実施し、被監査会社からの独立性を確認しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

業務執行社員及びレビュー・パートナーのローテーションに関して、大会社等に対する監査業務については、下表のとおり業務執行社員及びレビュー・パートナーのローテーションを実施しております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
業務執行社員	7年	2年
審査担当社員 (レビュー・パートナー)	7年	3年

また、上記以外の会社についても、関与期間が長期にわたる場合には、品質管理部において交替の必要性についての検討を行うこととしております。このような手続により、長期にわたり関与する場合に考えられる馴れ合いの脅威を許容可能な水準に軽減しており、もって当監査法人の外観的独立性に対する疑念を払拭することにより、監査証明の客観性を確保しております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、被監査会社との独立性といった倫理規則等への遵守性や、被監査会社の企業統治や法令遵守の状況も含めた経営者の誠実性はもちろん、被監査会社の企業規模、事業内容、財政状態及び経営成績、監査報酬等を総合的に評価するとともに、当監査法人の受入能力を勘案した上で、それらの評価結果を基に所定の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。また、同様に監査契約解除に関する方針及び手続も定めており、上記の当監査法人の倫理規則等への遵守性や被監査会社の経営者の誠実性に重大な瑕疵が発生した場合には、被監査会社の監査期間の中途であっても監査契約を解除しております。

#### 【不正リスクへの対応】

監査契約の新規締結及び更新に当たっては、不正リスクを考慮してリスク評価を実施し、リスクの程度に応じて社員会が当該評価の妥当性を検討することとしております。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

#### (1) 専門要員の採用

当監査法人は、監査業務を遂行するのに必要な能力・適性、そして何よりも誠実な人財を選考するため、所定の規程に基づき、法人代表が中心となり、そうした優秀人財の採用を行っております。

#### (2) 専門要員の教育・訓練

当監査法人は、専門要員としての能力及び適性を高めるため、人財開発室において、教育研修・訓練の計画立案、実施を行っており、継続的な職業的専門家としての能力開発及び実務経験が得られるよう指導しております。また、専門要員に対し、日本公認会計士協会が定めるCPE履修義務達成要件を満たしていることを品質管理部において確かめております。さらに、監査の職業的専門家を越えた広くビジネスに通用するための教育研修・訓練も行い、リスク感覚、バランス感覚を醸成し

ております。

### (3) 専門要員の評価

当監査法人は、特に監査業務の質や職業倫理（独立性を含む。）を遵守することに配慮しながら、能力を高め業務刷新に寄与した人財を正当に評価するために必要な業績評価制度を導入しており、法人代表を含めた人事評価会議により、その業績評価結果を基に厳正に昇進・処分等を行っております。

### (4) 専門要員の選任

当監査法人は、法人全体として最適な人員配置を行うことを目的として、所定の規程に基づき、事業推進部長と品質管理部長が協議の上選任し、COOが承認を行っており、被監査会社ごとに適切な業務執行社員の選任を行う体制としております。また、補助者についても、個人の監査経験・能力・適性及び十分な時間を確保しているか等を勘案して選任しております。

#### 【不正リスクへの対応】

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務においては、不正に関する知識及び経験を備えた専門要員を選任し、監査チームを編成することとしております。

また、業務執行社員の選任に当たっては、業務執行社員が全員交替することのないように社員ローテーション等を考慮しておりますが、業務執行社員が全員交替した場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達を実施することとしております。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、我が国で要求される監査業務の質を合理的に確保するために必要な技法及び情報としての監査マニュアルを定めております。当該監査マニュアルは、監査環境に即応すべく品質管理部が適時に改定を行い、それを社員会が確認することで、我が国の最新の監査基準に合致したものとなっております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応できるよう、「監査における不正リスク対応基準」等を当監査法人の監査マニュアルに反映し、監査業務に適用しております。

### (2) 専門的な見解の問い合わせの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、原則として品質管理部が取りまとめることとし、品質管理本部が当監査法人内外の専門家との討議などを通じて、専門的な見解に係る見解を得ることとしております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

#### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、業務執行社員の意見形成を客観的に評価するため、審査を実施しております。審査は、レビュー・パートナーによる審査を原則としておりますが、監査リスク等を勘案して当監査法人が定める一定の事項に該当する場合には、リスクに応じてより実効性のある審査を実施するという趣旨から、合議制による審査の対象としております（レビュー・パートナーによる審査と合議制による審査の併用方式）。レビュー・パートナーは、社員のうち、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者、補助者として監査業務を担当した社員を除く社員1名を、監査業務ごとに事業推進部長と品質管理部長が協議の上選任しております。レビュー・パートナーは、業務執行社員と同様にローテーション制度の対象となります。合議制による審査会は、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者及び補助者として監査業務を担当した社員を除く常勤社員により構成されます。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、レビュー・パートナーは、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

#### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、業務執行社員とレビュー・パートナー又は審査会との間や専門要員間及び専門的な見解の問い合わせの依頼者と助言者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決しない限りは監査報告書を発行しない体制となっております。早い段階で監査上の判断の相違を識別し、その解決に向けて最大限の努力を傾注するようにしております。

#### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保

存や廃棄に関する方針及び手続を定めております。監査ファイルは監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日から60日以内に整理を完了することとしております。また、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保しております。なお、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書を他に示さないこととし、特に個人情報を保護することに関する法令等に留意することとしております。

## 6. 品質管理のシステムの監視

### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人では、品質管理のシステムの監視は品質管理部が所管しており、個々の監査業務が適切に行われていることを確認するため、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを、監査計画、監査実施過程、監査意見形成などのプロセスを通じて常に監視しております。また、日常的な監視のほかに、個別の会社ごとに、その監査実施状況を定期的に検証することとしております。ここに定期的とは、原則として3年を超えない期間としておりますが、外部の検証プログラム（日本公認会計士協会の品質管理レビューや金融庁の検査等）の範囲又は結論を考慮することもあります。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務においては、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継ぎが当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、品質管理システムの監視によって発見された不備の影響を評価し、必要な是正措置を検討することとしております。発見された不備及び適切な是正措置については、業務執行社員及び他の適切な者に伝達することにより、不備があった場合でも適時に改善がなされるようにしております。

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、監査の品質向上や法令遵守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服と疑義の申立てを行うことができるように、当監査法人の内外からもたらされる情報を受け付け、それらに適宜対処するための体制を整備しております。品質管理部は、不服と疑義の申立てがあった場合には、必要な調査を行った上でその内容を吟味し、適切に対応することとしております。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報については、当該情報に関連する業務執行社員へ適時に伝達され、業務執行社員は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理部に報告することとしております。

#### 7. 監査事務所間の引継ぎの方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書900に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めております。

##### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して、監査チームが実施した引継ぎの状況については、品質管理部に報告しなければならないこととしております。

#### 8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、原則として共同監査は実施いたしません。

#### 9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

##### (1) 不正リスクへの対応方針

当監査法人は、「不正リスク対応基準」に対応した品質管理体制を整備運用しております。具体的には、まず、新規受嘱の段階において、不正リスクも十分に考慮して受嘱可否の判断を行うとともに、専門要員の教育においても不正リスク対応のための能力向上に配慮した上で、不正リスクに応じた専門要員の配置を行っております。また、業務の実施及び審査においても、不正リスクを重点項目として取り扱うことにより、深度ある手続を実施するとともに、実効性の高い審査を実施することのできる体制としております。これらの業務の実施状況については、定期的な検証及び日常的監視の過程においても重点テーマとして取り扱うことにより、不正リスクへの対応に係る品質管理体制の確実な運用を担保しております。

##### (2) 組織再編を行った場合の対応その他の事項

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。